

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区保存計画

決定 平成28年 2月29日
変更 平成29年 7月 3日

名古屋市教育委員会

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

第 1 章	保存計画の基本事項	2
1	保存計画の目的	
2	保存地区の名称・面積・区域	
3	地区の概要	
第 2 章	保存地区の保存に係る基本計画	3
1	保存地区の沿革	
2	保存地区の現況	
3	保存地区の特性	
4	伝統的建造物群の特性	
5	保存の方針	
第 3 章	保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定	8
1	伝統的建造物	
2	環境物件	
第 4 章	保存地区内における建造物等の保存整備計画	9
1	保存整備の基本方針	
2	保存整備計画	
第 5 章	保存地区内における建造物及び環境物件に係る助成措置等	10
1	経費の補助	
2	技術的援助	
3	税の軽減	
第 6 章	保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備計画	10
1	公開施設等	
2	公共建築物等	
3	防災施設等	
4	環境整備等	
5	周辺地域の整備	
別図 1	保存地区の区域図	
別図 2	伝統的建造物（建築物・門・塀）の位置図	
別図 3	伝統的建造物（石積・石造物）の位置図	
別図 4	環境物件の位置図	
別表 1	伝統的建造物（建築物・門・塀）の一覧表	
別表 2	伝統的建造物（石積・石造物）の一覧表	
別表 3	環境物件の一覧表	
別表 4	修理基準	
別表 5	修景基準、許可基準	

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区保存計画

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第 3 条の規定に基づき、名古屋市有松伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

第 1 章 保存計画の基本事項

1 保存計画の目的

この保存計画は、先人から受け継がれてきた有松の歴史的町並みを、有松固有の歴史的資源である「絞り染め」「山車」などとともに名古屋市民共有の歴史的資源として守り、魅力と活力ある地域づくりに活かし、良好な住環境とともに次世代に伝えていくことにより、保存地区並びに名古屋市の文化環境の発展に資することを目的とする。

2 保存地区の名称・面積・区域

名称：名古屋市有松伝統的建造物群保存地区

面積：約 7.3ha

区域：名古屋市緑区有松の一部（別図 1 参照）

3 地区の概要

【地勢】

保存地区は名古屋東部丘陵の南部に位置し、伊勢湾に流れ込む天白川水系手越川（藍染川）の上流部の谷筋に沿って形成された海拔 15m 前後の小段丘上に形成された集落の中心部である。江戸期の重要な陸上交通路であった東海道が手越川と並行して東西方向にゆるやかに曲がりながら通り、保存地区の北側には手越川、南側には海拔 50m 程度の孤立丘（高根山、生山）がせまる。東西方向はなだらかな起伏が連続する地形となっている。祇園寺の西、町並の西端では南から北上して手越川に注ぐ中平部川の谷筋となっている。

【行政区域の変遷】

保存地区の行政区域は、明治元年（1868）においては知多郡有松村に属していた。有松村は明治 25 年（1892）に有松町となり、明治 26 年（1893）に知多郡共和村大字桶狭間（旧知多郡桶狭間村）を合併している。その後、昭和 39 年（1964）に名古屋市と合併し、現在は名古屋市緑区に属している。（名古屋市緑区は、旧愛知郡鳴海町、旧知多郡大高町、旧知多郡有松町によって構成されている。）

【町内】

旧有松村においては、東海道沿いに江戸期から続く 3 つの町内（西町、中町、東町）があり、現在も地域自治の基礎単位となっている。各町内は山車を所有しており、祭礼の単位とも一致している。

第2章 保存地区の保存に係る基本計画

1 保存地区の沿革

【有松村の成立と有松紋】

有松における町並みの成立は、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いにおいて徳川家康が勝利し、政治の中心が関西から江戸に移ったことを発端としている。慶長6年（1601）、徳川家康は江戸と京を結ぶ東海道において宿場を定めて伝馬制度を整え、尾張藩には熱田宿と鳴海宿が置かれた。以降、尾張藩は領内の東海道の整備を進めることとなったが、鳴海宿以東一帯は丘陵地に松林が生い茂り、人家も耕地もなく、強盗、追剥の類が旅人を苦しめることが少なくなかったという。

そこで尾張藩は、この一帯における旅人の便宜を図るため、鳴海宿と池鯉鮒宿の間の桶廻間（桶狭間）村地内に新たに集落を開くこととし、慶長13年（1608）、諸役免除をもって人々の移住を奨励する触書を知多郡の村々に出した。これに応じ、知多郡阿久比庄（現知多郡阿久比町のあたり）から移住したと伝えられる人々によって開かれた集落が有松村の起源である。

しかし、鳴海宿に近接する有松には宿が設けられず、農耕に適した土地も少なかったことから、集落の発展には限界があった。そのような状況のなか、当初の移住者の一人である竹田庄九郎が、東海道を往来する旅人向けの土産物として絞り染めを考案したのが、有松紋の創始であると伝えられている。その後、様々な改良が加えられた有松紋は、やがて東海道の名物として全国に知れ渡り、尾張藩の庇護のもとめざましい発展をとげた。これとともに、東海道沿いには有松紋の販売店などが建ち並び、町並みも立派になっていったという。寛文年間（1661～1673）の有松村は、田1反2畝、畑2町5反8畝、家数31軒であったが、天明元年（1781）の「知多郡有松村家並改帳」によれば、戸数は111軒に達している。ただし土蔵以外の建物はすべて草葺きであったことがわかる。

江戸中期の有松の町並みの様子は天和2年（1682）頃に制作された「東海道絵図」からうかがうことができる。これによると、尾張藩によって除地（無税地）が設定されていたと考えられる範囲（現在の中町）および西町の一部に草葺きの家並が描かれている。一方、東町のあたりには家屋は描かれておらず松林が描かれている。東町において絞商の営業記録がみられるのは元禄年間（1688～1704）以降であることから、当初は中町から町並は形成されて順次西町の東半に相当する範囲に広がり、これに遅れて元禄年間以降に東町にも町並みが拡張していったものと考えられる。

【天明の大火以降の有松の町並み】

天明4年（1784）の大火により現在の東町の西半部以西は焼失したと伝えており、現存遺構で大火を遡るものは確認されない。町並みは尾張藩の支援を受け20年ほどで復興したというが、文化3年（1806）の「東海道分間延絵図」では、草葺きあるいは板葺きと考えられる茶色で描かれた屋根の建物が大半である一方で灰色で描かれた屋根の建物は少数しかみられず、天明6年（1786）から寛政7年（1795）頃に高力猿猴庵によって描かれた「東街便覧図略」の「有松しぼり店図」においても、竹田家の店舗の屋根は草葺で下屋のみを瓦葺として描いており、「東海道名所図会」（寛政9年（1797）出版）においても草葺の屋根に板葺の軒が付いた店が描かれている。大火後も屋根は草葺きが主流であったと考えられる。

一方、「尾張名所図会」（天保15年（1844）出版）や、歌川広重や小田切春江が描いた浮世絵においては、総瓦葺・塗籠造の商家が描かれている。また現存遺構からみると、建造当初から総瓦葺・塗籠造であったと考えられる主屋は天保2年（1831）建造の竹田家住宅（東町）が最古となり、その他は幕末頃に建造されたもの、あるいは幕末頃に大規模に改造されたと考えられるものがほとんどである。有松において2階建て総瓦葺・塗籠造の商家が多数建ち並ぶに至った時期は幕末頃であったと考えられる。

天明2年（1782）に尾張藩より有松村に有松紋の独占的な営業権が与えられたことから、絞商の立地は有松村内に限られることとなり、東海道沿いの有松村の範囲内（祇園寺からまつのね橋までの約

800m の区間)において町並みが形成されることとなった。文政年間(1818~1830)以前の有松村の家数は151軒、文久2年(1862)の家数は190軒(東海道沿い113軒、うち商店(非農家)が43軒)と記録されている。東海道沿いでは、建築的に充実した主屋や土蔵を構える絞商の屋敷を主体としつつ、関連する職種の家々も建ち並んで、町並みが形成されていたことがわかる。文久3年(1863)には14代将軍家茂が将軍としては229年振りの上洛を行っており、慶応元年(1865年)には家茂の進発を伴う第二次長州征伐が行われた。幕末には東海道の往来が活発となっていたと考えられ、現存遺構から明らかとなる有松における町家の建築的な充実は、このような幕末における街道経済や交通の隆盛を反映したものと考えられる。

【近代以降の有松】

明治維新以降、有松村における有松絞の独占的な営業権は消滅し、東海道の往来者も大きく減ったことから、店頭販売を原則としていた有松絞は著しく衰退した。この頃、かつて有松を代表する絞商であった竹田庄九郎家をはじめ、退転する商家もあった。しかしその後、絞商の再編を伴いながら、新たな意匠や製法の開発、卸売販売への業態転換などによって有松絞は再興し、明治後期から昭和初期にかけて最も繁栄することとなった。有松絞の再興を背景に、有松においては明治期以降も昭和初期に至るまで、大規模で質の高い町家が数多く建てられた。

戦時下の昭和13年に実施された綿糸配給統制以降、有松絞の生産はほとんど行われなくなり、大部分の絞業者は転廃業を余儀なくされた。戦後は昭和23年頃から再び生産が開始され、戦後の経済復興とともにある程度の回復をみせるが、生活の洋風化に伴う需要の低迷や、製造工程の海外移転に伴う従事者の減少・高齢化など、絞産業は構造的な問題を抱えるようになり、近年に至っても厳しい情勢が続いている状況である。

この間、建物が建て替えられ、戦前に建てられた伝統的な建物の数も往時と比べると減少しているが、有松の繁栄の歴史を今に伝える町並みが現在においても良く残されている。なお、戦前は商家(絞商)をはじめ、紺屋など職人の住居や作業場も多数みられ、保存地区内の町家の大半は有松絞に関連した兼用住宅として使用されていたが、戦後は専用住宅として使用されるものが増えており、伝統的な建物の用途に変化がみられる。

【祭礼と山車】

有松における伝統的な祭礼として「有松祭(有松天満社秋季大祭)」がある。旧暦8月15日に(現在は10月第1日曜日)有松天満社でとりおこなわれる神事にあわせて、東海道沿いを各町(西町、中町、東町)の山車が曳行する。祭礼を核とする地域共同体としての町と、それを可視化する祭礼は、有松において町並を継承する上で重要な要素となっている。各町の山車倉があり、明治期に造られた山車倉も1棟残っていて、地域共同体の存在を示す景観上のポイントとなっている。

2 保存地区の現況

【町並み保存地区の指定まで】

有松においては、戦後の早い時期から、住民や行政によってさまざまな町並み保存の取り組みが行われてきた。

まず、有松町史の編纂の一環として、名古屋工業大学城戸久教授らによって大規模な民家調査が行われ、昭和30年に「有松町民家調査」として刊行された。「有松町民家調査」においては、現在は建て替えられて残っていない町家の屋敷構えや間取りも多数記録されており、往時の有松の町並みの様子を知る上でも貴重な資料となっている。

昭和44年には、新聞記者の石川忠臣氏が有松の町並みの保存の必要性を町家所有者に提起し、町家所有者の間でも町並みの保存に関する議論が交わされるようになる。その後の昭和48年には、町家所有者を中心とした有志らによって「有松まちづくりの会」が発足し、有松の町並みの保存に向け

た学習や啓発活動を住民自らが組織的に取り組むようになる。昭和49年には、「有松まちづくりの会」、「今井町を保存する会」（奈良県橿原市）、「妻籠を愛する会」（長野県南木曽町）の3つの住民団体が有松に集まり、「郷土の町並み保存とより良い生活環境づくり」をめざして「町並み保存連盟」（現全国町並み保存連盟）を発足させた。昭和53年には、全国町並み保存連盟が中心となって、「第1回全国町並みゼミ」を足助町（現豊田市足助町）と共同開催し、全国から町並み保存関係者を迎えた。「有松まちづくりの会」の発足を契機としたこれらの一連の取り組みは、有松における町並み保存の機運醸成にとどまらず、その後の全国的な町並み保存運動のさきがけとなった。

また、昭和50年には、文化財保護法改正による伝統的建造物群保存地区制度が創設され、名古屋市においては「有松町並み調査報告書」（名古屋工業大学名誉教授城戸久氏らによる調査）が刊行された。昭和55年には、「名古屋市基本計画」において、有松の町並みを保存していく方針が掲げられ、昭和59年には、名古屋市独自の町並み保存施策である「歴史的町並み保存事業」を開始し、名古屋市町並み保存要綱に基づく町並み保存地区の第1号として「有松町並み保存地区」を指定した。

【町並み保存地区の指定以降】

「有松町並み保存地区」においては、地区内における建造物の修理・修景基準を定めるとともに、これに要する経費の補助等を行ってきた。その結果、伝統的な建造物の修理やその他の建造物の修景が図られるとともに、有松の歴史的町並みを損なうような建築行為等が抑制され、町並みの維持・向上に一定の成果を上げてきた。しかしながら一方で、伝統的な建造物の減少及び老朽化が進むとともに、修理・修景基準に適合しない建築行為等も多くみられるようになるなど、継続的に町並みを保存していくことが困難な状況もみられ、要綱に基づく町並み保存の限界が顕在化してきた。

そのような中、有松土地区画整理事業（平成2年度～）や都市計画道路有松線の整備（平成9～18年度）を契機に、地元住民のまちづくりへの参画意識が高まり、東海道沿いの町並みを再評価する機運も高まってきた。平成18年には、東海道における電線類の地中化事業を推進するため、地元の諸団体により「有松東海道無電柱化の会」が結成され、その後、東海道の一方通行規制の地元合意を経て、平成20～24年度に事業が実施された。

また、平成22年には、歴史的町並み保存事業の所管が教育委員会文化財保護室から住宅都市局歴史まちづくり推進室に移管され、町並み保存についてよりきめ細かな対応ができる組織体制が整えられた。平成24～25年度には、有松の歴史的町並みの価値を改めて明らかにするため、名古屋市と名古屋市立大学・名古屋工業大学・愛知工業大学（代表：溝口正人名古屋市立大学教授）が共同して町並み調査を実施し、東海道沿いの町家を中心に約40軒の建物の実測調査を行った。その後、伝統的建造物群保存地区制度の導入についての地元住民と行政との意見交換、地元合意を経て、平成26年12月には、「伝統的建造物群保存地区制度及び地区計画制度を活用したまちづくりに関する要望書」が地元の諸団体より名古屋市長に提出された。これを受け、平成27年3月に「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定した。

3 保存地区の特性

【地割】

保存地区は、なだらかに曲がった東海道（幅員約3間）に沿って、西は祇園寺から東はまつのね橋までの約800mの区間に、江戸後期から昭和初期にかけて建造された町家が建ち並ぶ地区である。

明治17年の地籍図によると、東海道に沿って短冊状に地割が行われており、間口については4～5間のものが多くみられる一方で、10間を超える広大な間口の地割がある。これらの多くは商家（絞商）の敷地であったとみられる。明治期の絞商の再編などに伴い、地割が分割・統合される事例も多くみられるが、現在においても広大な間口の敷地は残っており、20間を超える間口の敷地も6例みられる。敷地の奥行きについては、10～20間程度が標準的であるが、奥行き方向に敷地を拡張している商家もみられ、最大ものは30間を超える奥行きを持つ。また、商家（絞商）の多くが東海道の南側

に立地しているが、先行して敷設された東海道に対して、中町以西では南側に平坦地があり、手越川の氾濫など水害の影響もない山側に屋敷地が設けられたためと考えられる。結果として、絞商が多い南側で敷地間口が広く、北側は総じて狭い町並が近世に形成された。東町では南に急な斜面が迫っていて、地割の奥行きは西半部に比べて浅い。保存地区においては、戦後の都市化の影響を受けて建て変わった町家も少なくないが、その多くは従前の地割を継承している。新たに建てられ建物も有松の歴史的町並みとしての一体性・連続性に配慮した規模や配置のものが多くみられる。

【町家の敷地利用の特徴】

保存地区の歴史的町並みを構成する主要な建造物は、商家（絞商）をはじめとする町家であるが、その敷地利用の特徴は次のとおりである。

商家の場合は、絞り染めの店頭販売を行うための主屋を東海道に面して建てる。主屋は切妻・平入形式であり、正面外壁、軒裏、ケラバなどを漆喰で塗り固めた塗籠造の意匠をとるものが多くみられる。主屋のほかには、商品などを収蔵するための土蔵（店蔵）を主屋の脇ないし背後に設ける。大規模な商家には複数の土蔵を設ける。東海道に面して設けられる土蔵には妻側を見せるものがあり、平入りの主屋の配置とは対照的である。また、客人をもてなすための茶室や書院座敷、作業場（釜屋）などを別棟で設けるものもみられる。特に近世においては主屋背面の座敷に武家を招き入れる構成が必須で、主屋脇に門を開き、主屋背後には庭を配し外周には塀を設ける形式が絞商の屋敷構えの基本となった。近代に興隆した絞商にも同様な屋敷構えが踏襲されている。東海道に面して主屋が一連で建て詰まることはなく、前庭及び門を設けるものや裏口に門を設けるものもみられる。前庭には松などの高木が植えられる場合があり、こうした樹木も東海道沿いの重要な景観要素となっている。

商家以外の比較的小規模な町家の場合も、東海道に面して切妻・平入形式の主屋を配し、主屋の背後に付属屋や庭を配する。近代に入って特に西町ではこのような小規模な町家が多くみられ、東海道沿いに切妻・平入形式の主屋が連続して建ち並ぶ景観がみられる。

このように、なだらかに曲がった東海道に沿って、広大な間口を持つ絞商では塗籠造の主屋や土蔵、門・塀が街道に面して建ち、商家以外の比較的小規模な町家も建ち並んで、町並が形成されている。切妻・平入形式の主屋、土蔵・門・塀などの様々な種類の伝統的な建造物が建ち並んで、全体的にゆったりとした印象の町並みが形成されている点が、有松の町並みの大きな特徴として挙げられる。

【周囲の環境】

保存地区の南側には斜面がせまっており、東町の東海道南側においては、裏庭の一部が崖状の斜面林となっている屋敷地が連続してみられる。また、西町の東海道南側の屋敷地においては、主屋の南側に排水用の水路が連続して設けられている。手越川の流れる北側では、屋敷単位で敷地北面に築かれた石垣が連続して特徴ある景観をつくっている。

4 伝統的建造物群の特性

【江戸後期の商家の主屋】

保存地区内には江戸後期から昭和前期までの様々な時代の町家がみられるが、各時代の主屋は、時代的な特徴を示しながらも木造 2 階建の町家の形式を踏襲しており、全体的に統一感のある町並みが形成されている。

江戸後期の商家の主屋は、木造、厨子 2 階建、切妻・平入形式を基本とし、建物前面に半間程度の奥行きの下屋を設ける。屋根及び下屋はいぶし瓦の棧瓦葺であり、屋根勾配は 5～6 寸が通例である。また、防火対策とあわせて店構えを華美に見せるために、正面外壁、軒裏、ケラバなどを漆喰で塗り固めた塗籠造の意匠をとる点が最大の特色である。絞り染めの店頭販売が盛んであった近世においては、下屋は土庇として 1 階正面の大部分をミセの開放部とし、両端の半間のみを漆喰壁（腰はなまこ壁）とするものが多かったとみられる。桁行き室列を 3 列とする絞商の大型の町家では、店頭での商

売のため前面間口中央を半間後退させて土間とする事例もあった。近代以降は卸売販売への業態転換に伴い、開放部は外側に木製格子をたて込む閉鎖的な意匠に変更され、土庇は縁として居室に取り込まれる例も多い。2階正面は、開口部の上下に長押を通して太い縦格子を入れて漆喰で塗り固めた意匠をとる。平面は、東側に通り土間、西側に桁行3列×梁行2列ないし3列の室を設けるものが大規模な商家の通例である。桁行きに比して梁行きが大きくないのが特徴である。ただし桁行が2列や1列にとどまるものもみられる。尾張地区の町家を特徴付ける卯建を設ける遺構は2例のみで多くない。

【明治期以降の商家の主屋】

明治期以降の商家の主屋は、江戸期の商家の様式を踏襲しつつも、屋根の高さや外壁及び開口部の意匠に変化がみられるようになる。近代以降、主屋の軒高は時代が下るほど高くなる傾向がみられ、これとともに2階が居室化する。昭和に入って軒高は顕著に高くなり、2階にも座敷が設けられるようになる。塗籠造の意匠は明治中期までみられ、意匠的には幕末の延長にあるが、明治後期以降は真壁造（木部現し）の意匠に変化し、軒裏も木部顕わしとしてケラバのみを漆喰で塗り固めるものが多くみられるようになる。なお、真壁造の外壁の腰部分は板張りとなる。1階正面はガラス窓の外側に木製格子をつけ、入口は木製格子戸とする。2階正面の開口部は塗籠造の場合は丸棒の鉄格子を漆喰で塗り固めたもの、真壁造の場合は木格子とするものが多くみられる。

【商家の付属屋・工作物】

商家の付属屋としては、商品などを収蔵するための土蔵が多くみられる。反物などを収納するため店蔵は2階蔵で登り梁とする。屋根はいぶし瓦の棧瓦葺、外壁は漆喰で塗り固めて腰部分はなまこ壁とするものが多い。ただし本瓦葺きの遺構も近世、近代の違いなく存在する。明治後半では大棟に帯漆喰、鬼瓦に影盛りを施すものがある。名古屋城下などでも同時代の遺構に確認され、尾張地域のこの時代の特徴となっている。

また、明治後期から大正期における富の蓄積を背景に、大規模な商家において、贅を尽くした数寄屋造の書院座敷や茶室、洋間がみられるのは特筆すべき事項である。これらの建築群は東海道から容易に望見できないが、それぞれ極めて質が高く独特の意匠を有している。近世の絞商においても書院座敷や茶室は設けられたが、近代における接客空間の建築的な充実は、近代における絞産業の隆盛を示すもので、有松の繁栄の歴史を物語る上で欠かすことのできない重要な建築物である。

工作物については塀が多くみられる。建造された時代が様々で意匠も多様だが、共通する特徴としては、腰は下見板張または縦板張り、小壁は漆喰塗り、屋根はいぶし瓦の棧瓦葺となっている。また、少数だが門もみられ、その大半が腕木門である。これらの塀や門は屋敷構えの外周に設けられ、近世から継承されてきた屋敷構えやその変遷を示すものとなっている。

【商家以外の町家】

絞商以外の町家の主屋は、年代が判明しているものは明治期以降のものしか残っていない。間口は4～5間のものが多く、絞商の主屋と比較して狭いが、商家と同様に切妻・平入形式とし、下屋を設け、屋根及び下屋はいぶし瓦の棧瓦葺とする。外壁は真壁造とし、軒裏・ケラバともに木部現しとするものが多い。かつては主屋の背後に作業場等の付属屋を有するものも多数存在していたが、現在はほとんど残っていない。なお、江戸期においては萱葺の主屋も多数存在していたと考えられ、比較的近年まで東海道沿いに萱葺の主屋が複数残っていたが、現在は1棟も残っていない。

【その他の建築物】

町家以外の伝統的な建築物として、寺院（祇園寺）、山車倉（西町山車倉）、集会所（西町年行司）がある。共同体としての町の成立を示す歴史的な建物である。

【石積】

丘陵地に位置する保存地区は、もともと平坦地が少なく、敷地の高さを調整するために盛土や切土が行われ、敷地境界などに石積が築かれている場所も多くみられる。特に、手越川側にあたる東海道の北側においては、敷地の高さを東海道と揃えるために敷地北側部分に大規模な盛土が行われ、あわせて大規模な石積が築かれている場所もみられる。石垣の形式は時代によって異なっており、川側への敷地拡張の歴史を今日に伝えている。このように、石積は有松の歴史的風致を構成する重要な要素となっている。

5 保存の方針

【基本的な考え方】

有松の歴史的町並みは地場産業（絞り染め）とともに形成され、時代の変遷とともに変化してきた。保存地区にはそのことを示す多様な建造物が現在においても多く残されている。しかし、近年の急激な社会経済情勢や市民生活の変化、建造物の老朽化等により、町並みの維持が容易でなくなってきたことから、有松の歴史的町並みの維持・向上を図るため、その骨格をなしている伝統的建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境の保存に取り組む。

伝統的建造物及びこれと一体をなす環境の保存にあたっては、伝統的建造物及び環境物件を特定してこれらの保存を図るとともに、その他の建造物等については町並みとの調和を図ることとする。

そのために必要な、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建造物の修景、環境物件の復旧に関する基準を定め、建造物等の現状変更の規制を適切に行うとともに、所有者等に対する経費の補助を行う。なお、規制及び補助にあたっては、建造物等の外観を主たる対象とするが、既存の地形や敷地の形状の維持、敷地内における伝統的な建物配置等についても配慮するものとする。

【保存地区の区域設定】

保存地区の区域は、近世から近代にかけての伝統的な建造物が密度高く残る旧有松村の東海道沿い（祇園寺からまつのね橋までの約 800m の区間）とする。区域境界の設定にあたっては、明治 17 年の地籍図より確認できる近世の地割を基本とするが、屋敷構えを構成する伝統的な建造物が背後地にも存在する場合は、背後地まで含むこととする。

【所有者、地元住民、行政等の連携】

あわせて、保存地区の保存にあたっては、建物所有者、地元住民、行政が連絡を密にし、一体となって取り組みを進めることとする。また、専門家、事業者、関連する諸団体等とも連携を図りながら取り組みを進めることとする。

第3章 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定

1 伝統的建造物

保存地区内における、概ね昭和 30 年までに造られた建築物その他の工作物のうち、伝統的な特性を維持していると認められるものを「伝統的建造物」として特定する。（別図 2、別図 3、別表 1、別表 2 参照）

2 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められる樹木等の自然物その他の物件を「環境物件」として特定する。（別図 4、別表 3 参照）

第4章 保存地区内における建造物等の保存整備計画

1 保存整備の基本方針

有松の歴史的町並みの骨格をなしている伝統的建造物については、良好な状態のものから老朽化が著しいものまで様々であるが、伝統的建造物群全体としては比較的よく維持されている。これらの伝統的建造物については、生活環境や商業形態の変化に伴い外観の形態が改変されたものも見られるが、その大多数は復原的修理を行うことで相応の外観に回復することが可能であることから、現状維持のための修理又は復原的修理を適切に行い、歴史的価値の維持・向上を図る必要がある。

伝統的建造物以外の建造物については、既に町並みと調和するように修景されているものが多数見られる一方で、高さや色彩が町並みにそぐわないものも見られる。これらの伝統的建造物以外の建造物については、修景を適切に行い、有松の歴史的町並みとの調和を図る必要がある。なお、有松の歴史的町並みは東海道に沿って形成されていることから、東海道に面するものについては特に配慮が必要である。また、東海道に面する駐車場で車両が容易に望見できるものが見られるが、これらについては、有松の歴史的町並みと調和した門・塀等を設置して車両を見えにくくする必要がある。

環境物件については、現状維持又は復旧を適切に行い、伝統的建造物群と一体をなす環境の維持・向上を図る必要がある。

このようなことから、有松の歴史的町並みの維持・向上を図るため、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建造物の修景、環境物件の復旧等を順次進める。

2 保存整備計画

(1) 伝統的建造物の修理

伝統的建造物の修理については、主としてその外観を維持するため、「修理基準」に従うものとする。(別表4参照)

あわせて、以下の事項にも留意することとする。

- ・修理に際しては、伝統的建造物の破損状況、技法、変遷等について十分な調査及び記録を行い、設計及び工事仕様に反映させる。
- ・修理に際しては、できるだけ古材の再利用に努める。
- ・復原的修理は、当該建造物の痕跡や史料等の根拠に基づくものとし、当該建造物や町並みの変遷についても十分考慮した時代設定を行う。明確な根拠に乏しい場合は、地区内の同形式・同時代の建造物を類例として参照することとする。
- ・修理に際しては、必要に応じて構造補強や防火の措置等を行う。この場合、伝統的な工法を尊重し、外観及び主要な構造材への影響が最少となるよう努める。
- ・日常的な公開が容易な用途など条件が整う伝統的建造物の場合は、建物内部の保存修理についてもあわせて検討する。

(2) 伝統的建造物以外の建造物の修景

伝統的建造物以外の建築物その他の工作物については、歴史的な環境を阻害する要因を除外するとともに有松の歴史的町並みとの調和を図るため、新築、増改築、除却、色彩の変更等により外観の変更を行う際には、有松の歴史的町並みと調和した基準を示した「修景基準」または有松の歴史的町並みを損なわない基準を示した「許可基準」に従うものとする。(別表5参照)

なお、有松の歴史的町並みは東海道に沿って形成されていることから、特に東海道に面する建築物その他の工作物については、「修景基準」に基づく修景に努める。

(3) 環境物件の復旧

環境物件として定めた樹木等については、現状維持を基本とし、必要に応じて「修理基準」に基づ

く復旧に努める。(別表4参照)

(4) その他の物件の整備

環境物件以外の環境要素や土地の形質等については、有松の歴史的町並みと調和した整備に努める。

第5章 保存地区内における建造物及び環境物件に係る助成措置等

1 経費の補助

伝統的建造物及びこれと一体をなす環境の保存を図るため、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建造物の修景、環境物件の復旧等に要する経費について、保存条例第9条に基づき別に定める「名古屋市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱」により補助する。

2 技術的援助

伝統的建造物及びこれと一体をなす環境の保存を図るため、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建造物の修景、環境物件の復旧等に係る設計相談その他必要な技術的援助を行う。

3 税の軽減

伝統的建造物及びこれと一体をなす環境の保存を促進するため、固定資産税及び都市計画税の軽減を図る。

第6章 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備計画

1 公開施設等

地元住民並びに来訪者の便宜を図り、有松の歴史的町並みに関する資料等の保存と活用を推進し、さらに有松の歴史的町並みについて理解を深めることに資するよう、有松の歴史的町並みの拠点となる公開施設を整備することに努める。これにあたり、必要がある場合には、保存地区内の代表的な伝統的建造物について、買い上げや借り上げを行う。

また、有松の歴史的町並みの位置や価値についての周知を図るために、有松の歴史的町並みと調和した標識、案内板、説明板等の整備に努める。

伝統的建造物については、日常的な公開が容易な用途の場合は、広く一般に公開するよう努めることとする。日常的な公開が容易でない用途の場合は、所有者・住民・行政が連携して建物内部や庭園を期間限定で公開する催事を開催するなどし、可能な範囲で公開に努める。

2 公共建築物等

保存地区内並びに周辺地域における公共建築物の整備に関しては、有松の歴史的町並みを活かしたまちづくりを先導する役割を担うものとして、伝統的建造物の活用を図るほか、質の高い修景による整備に努める。

3 防災施設等

保存地区の防災機能を高めるため、保存地区並びに周辺地域を対象とした総合的な防災計画を早期に策定するとともに、火災の早期発見・初期消火・延焼防止等を目的とした防災施設の整備、避難路

の確保、建造物の構造補強等に努める。また、地区住民による自主的な防災活動を支援し、防災意識の啓発と初期消火体制の充実に努める。

4 環境整備等

(1) 道路の整備

保存地区内並びに周辺地域の道路については、その歴史的な形状の維持に努める。また、路面の舗装、側溝の改良、街路灯の設置等にあたっては、有松の歴史的町並みとの調和に配慮するとともに、適切な維持管理に努める。

(2) 電柱・架線等の整備

保存地区内並びに周辺地域の電柱・架線等は、道路や公園等の公共の場所から容易に望見されない位置への移設もしくは埋設に努める。各戸への引き込み線についても、有松の歴史的町並みと調和した整備に努める。

(3) 水路の整備

保存地区内並びに周辺地域の水路については、その歴史的な形状の維持に努める。また、景観、環境、防災の観点から必要な整備を図り、適切な維持管理に努める。

(4) 緑地・庭園の整備

保存地区内並びに周辺地域の緑地・庭園については、その歴史的な風致の維持に努める。また、景観、環境、防災の観点から必要な整備を図り、適切な維持管理に努める。

(5) 屋外広告物

保存地区内並びに周辺地域の屋外広告物については、屋外広告物法に基づく名古屋市屋外広告物条例等により、有松の歴史的町並みと調和したものとするよう誘導する。

5 周辺地域の整備

(1) 歴史的建造物の保存・活用

保存地区の周辺地域には、天満社をはじめ、歴史的な特徴を有する建造物が点在していることから、文化財保護法に基づく建造物の指定・登録、景観法または名古屋市都市景観条例に基づく建造物の指定・認定・登録を行うなどし、その保存・活用を図る。

(2) 住環境の保全、景観形成

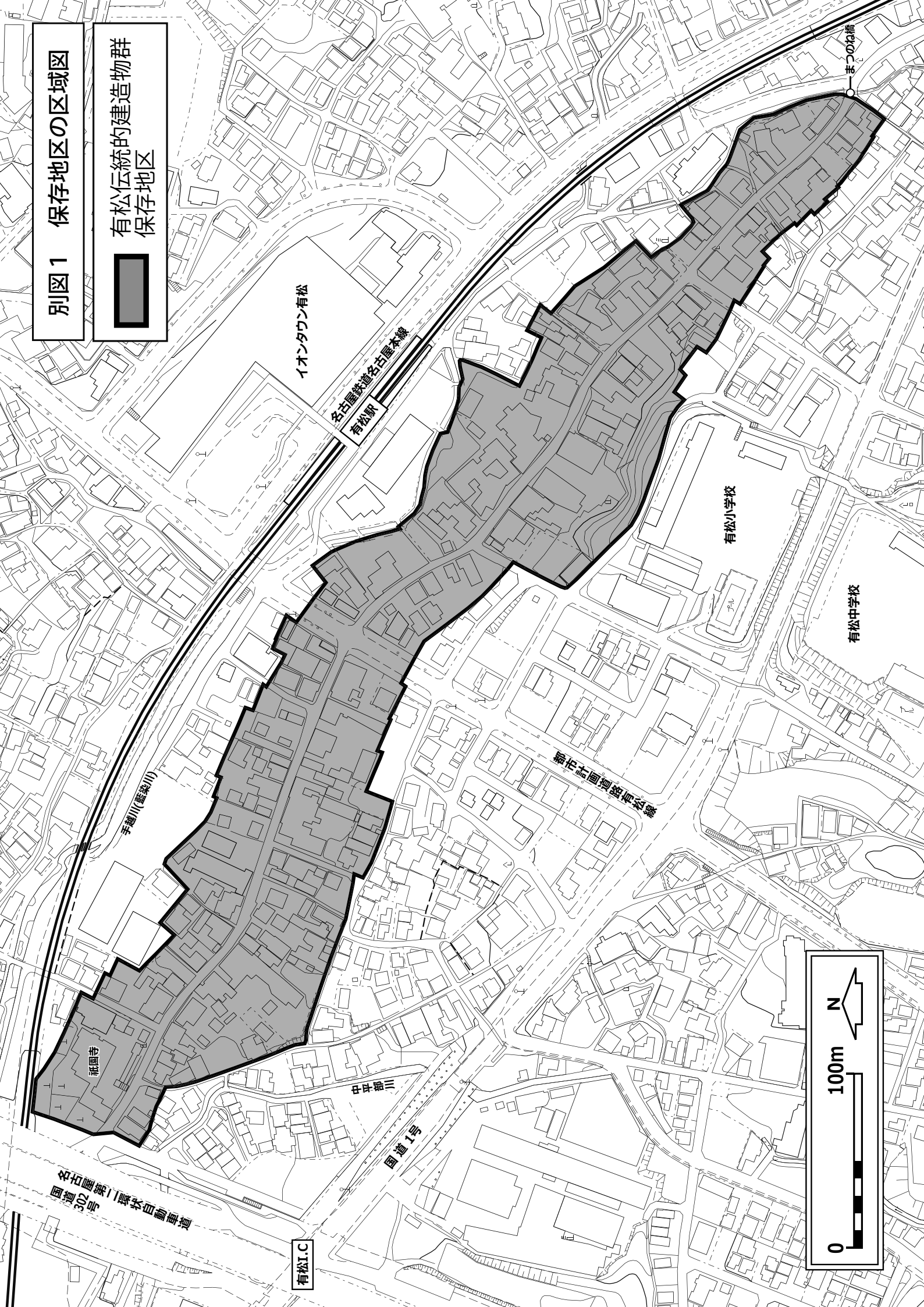
保存地区の周辺地域は有松の歴史的町並みと調和した落ち着いたある低層住宅地となっていることから、地元住民と行政が連携しながら、都市計画法や景観法により建築物等の高さ、形態・意匠について必要な制限を行うなどし、将来にわたり落ち着いたある住環境の保全を図るとともに、有松の歴史的町並みと調和した良好な景観形成を図る。

(3) 自動車交通の適切な誘導、来訪者用駐車場の整備

地元住民並びに来訪者の便宜を図るとともに、安全で快適に歩ける環境整備を推進する観点から、自動車交通の適切な誘導に努める。また、必要に応じて、保存地区周辺の適切な位置に、来訪者用駐車場を整備することを検討する。

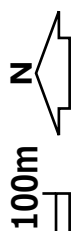
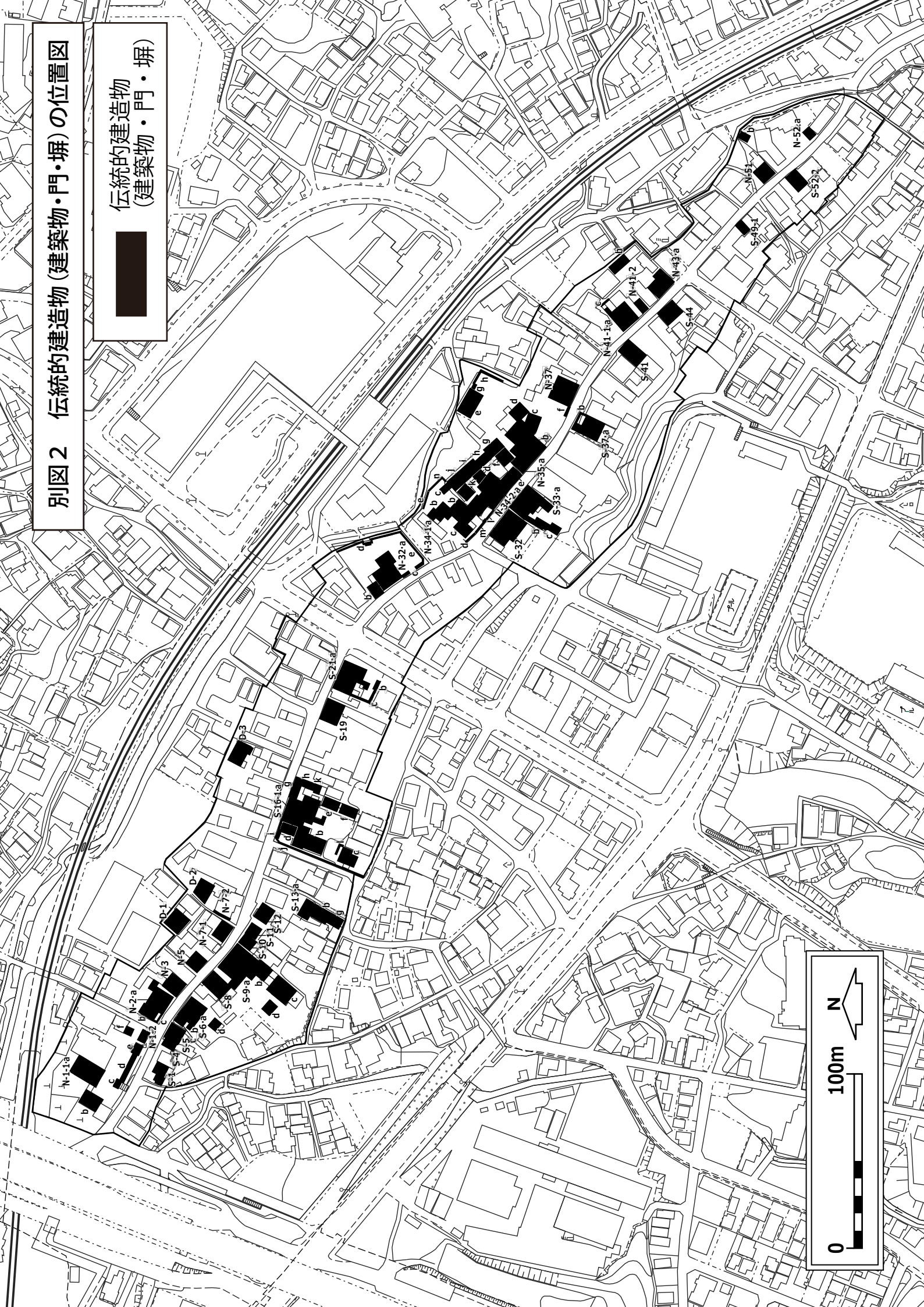
別図1 保存地区の区域図

有松伝統的建造物群
保存地区



別図2 伝統的建造物 (建築物・門・堀) の位置図

伝統的建造物
(建築物・門・堀)



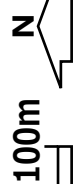
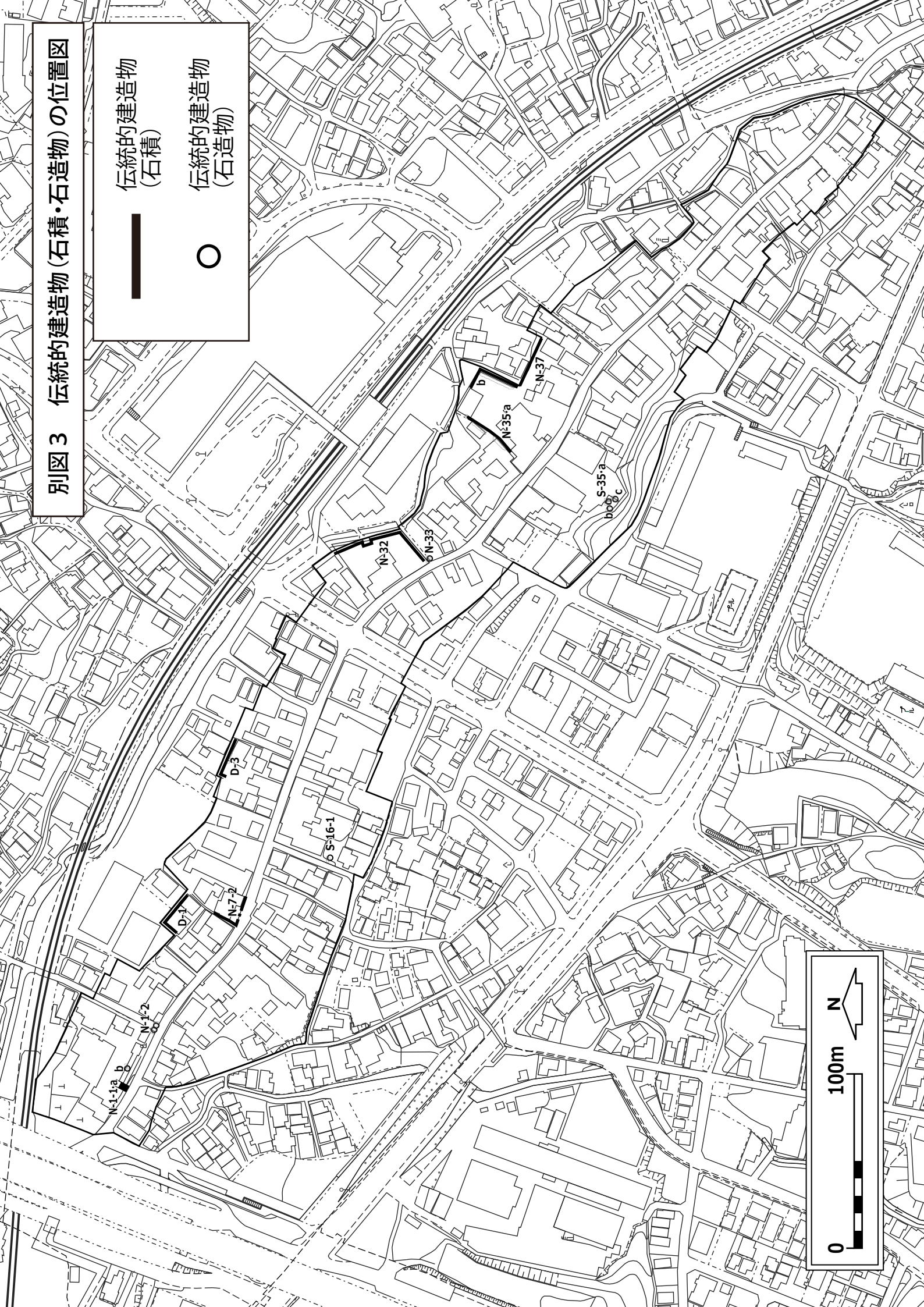
100m

0

別図3 伝統的建造物(石積・石造物)の位置図

— 伝統的建造物
(石積)

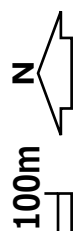
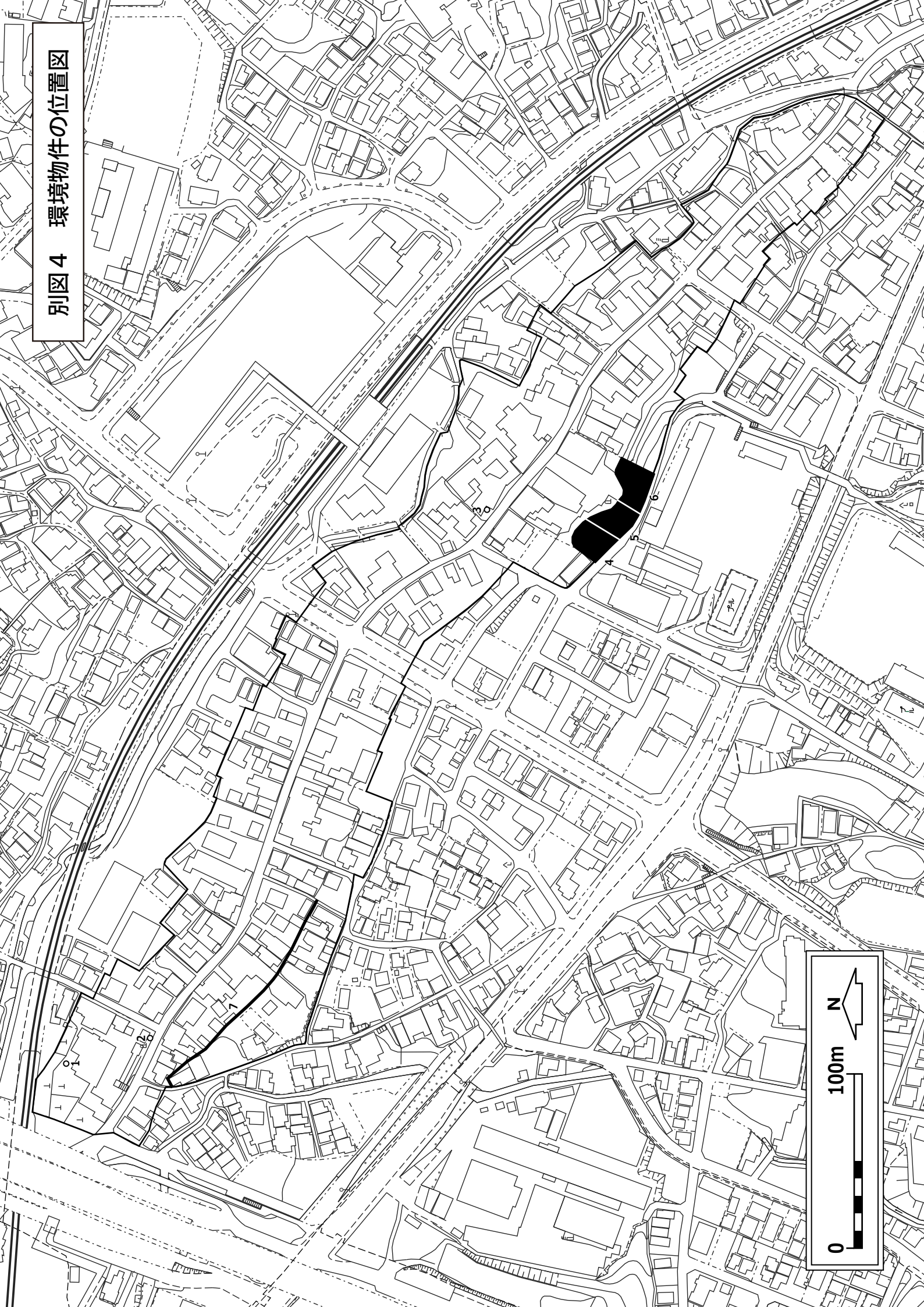
○ 伝統的建造物
(石造物)



100m

0

別図4 環境物件の位置図



100m

0

別表 1 伝統的建造物（建築物・門・塀）の一覧表

※保存計画番号のNは東海道沿い北側の敷地、Sは東海道沿い南側の敷地、Dは東海道に面していない敷地を示す。

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考(文化財指定等)
1	建・N-1-1・a	本堂	1	有松221	祇園寺
2	建・N-1-1・b	苔巖堂	1	有松221	祇園寺
3	建・N-1-1・c	門	1	有松224	祇園寺
4	建・N-1-1・d	三十三観音堂	1	有松219、223、224	祇園寺
5	建・N-1-1・e	秋葉堂	1	有松218	祇園寺
6	建・N-1-1・f	稲荷・金比羅堂	1	有松216、218	祇園寺
7	建・N-1-2	集会場	1	有松217	西町年行司
8	建・N-2・a	主屋	1	有松925、926、928	
9	建・N-2・b	付属屋	1	有松925、928	
10	建・N-2・c	塀	1	有松925	
11	建・N-3	主屋	1	有松924	
12	建・N-5	主屋	1	有松922	
13	建・N-7-1	主屋	1	有松919	
14	建・N-7-2	塀	1	有松1063	
15	建・N-32・a	主屋	1	有松2306	国登録文化財
16	建・N-32・b	土蔵	1	有松2306	国登録文化財
17	建・N-32・c	物置	1	有松2306	国登録文化財
18	建・N-32・d	門	1	有松2306	国登録文化財
19	建・N-32・e	塀	1	有松2306	国登録文化財
20	建・N-34-1・a	隠居屋	1	有松2310	
21	建・N-34-1・b	隠居屋	1	有松2310	
22	建・N-34-1・c	主屋（隠居屋）	1	有松2311	
23	建・N-34-1・d	塀	1	有松2311	
24	建・N-34-1・e	塀	1	有松2310	
25	建・N-34-2・a	主屋	1	有松2313	県指定文化財、市都市景観重要建築物
26	建・N-34-2・b	書院	1	有松2313	県指定文化財、市都市景観重要建築物
27	建・N-34-2・c	茶室	1	有松2313	県指定文化財
28	建・N-34-2・d	井戸屋形	1	有松2313	県指定文化財
29	建・N-34-2・e	土蔵	1	有松2313	県指定文化財、市都市景観重要建築物
30	建・N-34-2・f	土蔵	1	有松2313	県指定文化財
31	建・N-34-2・g	土蔵	1	有松2313	県指定文化財
32	建・N-34-2・h	長屋門	1	有松2313	県指定文化財
33	建・N-34-2・i	土蔵	1	有松2313	県指定文化財
34	建・N-34-2・j	土蔵	1	有松2313	県指定文化財
35	建・N-34-2・k	土蔵	1	有松2313	県指定文化財

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考(文化財指定等)
36	建・N-34-2・l	門	1	有松2313	県指定文化財、市都市景観重要建築物
37	建・N-34-2・m	塀	1	有松2313	県指定文化財、市都市景観重要建築物
38	建・N-34-2・n	塀	1	有松2313	
39	建・N-35・a	土蔵	1	有松2345	県指定文化財、市都市景観重要建築物
40	建・N-35・b	主屋	1	有松2345	
41	建・N-35・c	隠居屋	1	有松2344	
42	建・N-35・d	付属屋	1	有松2344	
43	建・N-35・e	土蔵	1	有松2316	
44	建・N-35・f	塀	1	有松2339、2341	
45	建・N-35・g	門	1	有松2318	
46	建・N-35・h	塀	1	有松2318、2320	
47	建・N-37	主屋	1	有松2339	
48	建・N-41-1・a	主屋	1	有松3146、3150	
49	建・N-41-1・c	塀	1	有松3150	
50	建・N-41-2	土蔵	1	有松3141	
51	建・N-43・a	主屋	1	有松3138	
52	建・N-43・b	長屋門	1	有松3138	
53	建・N-51	主屋	1	有松3305	
54	建・N-52・a	土蔵	1	有松3307	
55	建・N-52・b	土蔵	1	有松3307	
56	建・S-1	主屋	1	有松801	
57	建・S-4	山車倉	1	有松804	西町山車倉、市都市景観重要建築物
58	建・S-5	主屋	1	有松805	
59	建・S-6・a	主屋	1	有松806	市指定文化財、市都市景観重要建築物
60	建・S-6・b	茶室	1	有松806	市指定文化財
61	建・S-6・c	土蔵	1	有松806	市指定文化財、市都市景観重要建築物
62	建・S-6・d	土蔵	1	有松806	市指定文化財
63	建・S-8	主屋	1	有松808	
64	建・S-9・a	主屋	1	有松809	市指定文化財、市都市景観重要建築物
65	建・S-9・b	作業場	1	有松809	市指定文化財
66	建・S-9・c	土蔵	1	有松822	市指定文化財
67	建・S-9・d	土蔵	1	有松822	市指定文化財
68	建・S-10	主屋	1	有松810	
69	建・S-11	主屋	1	有松811	
70	建・S-12	主屋	1	有松816	
71	建・S-13・a	土蔵	1	有松817	
72	建・S-13・b	土蔵	1	有松817	

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考(文化財指定等)
73	建・S-13・g	土蔵	1	有松817	
74	建・S-16-1・a	主屋	1	有松1802	市指定文化財、市都市景観重要建築物
75	建・S-16-1・b	書院	1	有松1802	市指定文化財、市都市景観重要建築物
76	建・S-16-1・c	茶室	1	有松1825	市指定文化財
77	建・S-16-1・d	土蔵	1	有松1802	市指定文化財、市都市景観重要建築物
78	建・S-16-1・e	土蔵	1	有松1802	市指定文化財
79	建・S-16-1・f	土蔵	1	有松1802	市指定文化財
80	建・S-16-1・g	長屋門	1	有松1803	市指定文化財、市都市景観重要建築物
81	建・S-16-1・h	付属屋	1	有松1803	市指定文化財、市都市景観重要建築物
82	建・S-16-1・i	門	1	有松1802	市指定文化財、市都市景観重要建築物
83	建・S-16-1・j	塀	1	有松1801、1826	市都市景観重要建築物
84	建・S-16-1・k	付属屋	1	有松1803	
85	建・S-16-1・l	塀	1	有松1825	
86	建・S-19	主屋	1	有松1809	
87	建・S-21・a	主屋	1	有松1811	
88	建・S-21・b	門	1	有松1811	
89	建・S-21・c	塀	1	有松1811	
90	建・S-32	主屋	1	有松3003	
91	建・S-33・a	主屋	1	有松3004	国登録文化財
92	建・S-33・b	付属屋	1	有松3004	
93	建・S-33・c	付属屋	1	有松3004	
94	建・S-37・a	主屋	1	有松3011	
95	建・S-37・b	塀	1	有松3011	
96	建・S-41	主屋	1	有松3016	
97	建・S-44	主屋	1	有松3022	
98	建・S-49-1	主屋	1	有松3404	
99	建・S-52-2	主屋	1	有松3607	
100	建・D-1	主屋	1	有松917	
101	建・D-2	主屋	1	有松1062	
102	建・D-3	主屋	1	有松1041	

別表2 伝統的建造物（石積・石造物）の一覧表

※保存計画番号のNは東海道沿い北側の敷地、Sは東海道沿い南側の敷地、Dは東海道沿いに面していない敷地を示す。

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考(文化財指定等)
1	石・N-1-1・a	石積	1式	有松224	石段含む
2	石・N-1-1・b	石造物	38	有松219、223、224	三十三観音像他
3	石・N-1-2	灯籠	2	有松59-1	有松天満社、一対、道路上
4	石・N-7-2	石積	1式	有松1063	
5	石・N-32	石積	1式	有松2306	国登録文化財(石段含む)
6	石・N-33	石造物	1		中川橋石碑、道路上
7	石・N-35・a	石積	1式	有松2315、2316、2345	
8	石・N-35・b	石積	1式	有松2318、2320	石段含む
9	石・N-37	石積	1式	有松2339、2340	石段含む
10	石・S-16-1	石造物	1	有松1802	竹田庄九郎翁奮趾
11	石・S-35・a	石碑	1	有松3008	竹田庄九郎碑
12	石・S-35・b	石碑	1	有松3008	初代竹田庄九郎翁頌徳碑併有松紋由来碑
13	石・S-35・c	石碑	1	有松3008	鈴木金蔵君紀功之碑
14	石・D-1	石積	1式	有松917	
15	石・D-3	石積	1式	有松1041、1042	

別表3 環境物件の一覧表

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考(文化財指定等)
1	環・1	樹木	1	有松204	ムクノキ(市保存樹)
2	環・2	樹木	1	有松217	東海道五十三次二代目松
3	環・3	樹木	1	有松2313	クロガネモチ(市都市景観保存樹・市保存樹)
4	環・4	竹林	1式	有松3047、3049、3050	
5	環・5	竹林	1式	有松3008、3046、3048	
6	環・6	竹林	1式	有松3043～3045	
7	環・7	水路	1本		

別表4 修理基準

		修理基準(補助対象)
建築物	位置	原則として、履歴を調査の上、現状維持のための修理又は復元的修理を行う。
	高さ	
	構造	
	屋根・庇	
	外壁	
	開口部・建具	
	色彩	
	建築設備等	原則として、道路から容易に望見できる部分に露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、有松の歴史的町並みと調和する仕上げ・着色等を施すか、木製格子で覆う等により外観上目立たないようにする。
工作物	門・塀等	原則として、履歴を調査の上、現状維持のための修理又は復元的修理を行う。
	擁壁・石積等	
屋外広告物		
駐車場		
土地の形質の変更		
木竹の伐採・土石類の採取		
環境要素(樹木・水路等)		現状維持又は復原のための復旧を行う。

※この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、名古屋市教育委員会が付加した条件に従うものとする。

※復元的修理は、痕跡や史料等の根拠に基づくものとし、明確な根拠に乏しい場合は、地区内の同形式・同時代の建造物を類例として参照することができる。

別表5 修景基準、許可基準

		修景基準(補助対象)	許可基準
敷地	規模及び形状	同右	原則として、有松の歴史的町並みを形成している既存の地形や敷地の形状を維持する。
	壁面の位置	同右	有松の歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。 東海道に面する場合は、周囲の伝統的建造物と合わせる。
建築物	高さ	原則として、2階建以下とする。	12m以下とする。 東海道に面する場合は、原則として道路境界線上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。
	構造	原則として、木造在来軸組工法とする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。
	屋根・庇	原則として、いぶし瓦の棧瓦葺とする。 屋根勾配は、周囲の伝統的建造物と調和させる。 東海道に面する場合は、軒・庇の出幅、高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	勾配屋根とし、原則として切妻形式とする。 東海道に面する場合は、切妻・平入形式とし、かつ1階と2階の間には庇を設ける。ただし、土蔵等の伝統的建造物に倣った位置・屋根形状とし、有松の歴史的町並みと調和するものはこの限りではない。 樋は黒又は濃い茶色とする。ただし、銅製とする場合は素地色とする。
	外壁	原則として、漆喰塗り、板張りなどの有松の歴史的町並みに調和したものとする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。
	開口部・建具	原則として、木製建具とする。 木製格子、虫籠窓などの伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みに調和したものとする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。
	色彩	同右	有松の歴史的町並みを損なわない落ち着いた色彩とする。 東海道から望見できる部分は無彩色又は濃い茶色を基調とする。
	建築設備等	同右	原則として、道路から容易に望見できる部分に露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、有松の歴史的町並みと調和する仕上げ・着色等を施すか、木製格子で覆う等により外観上目立たないようにする。
工作物	門・塀等	原則として、木造とする。 漆喰塗り、板張り、瓦屋根などの伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みに調和したものとする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。 東海道に面する場合は、歴史的町並みの連続性を維持する位置、形状、意匠、色彩とする。
	擁壁・石積等	原則として、周囲の伝統的な石積に倣った伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みと調和したものとする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。
屋外広告物		同右	有松の歴史的町並みを損なわない位置、形状、意匠、色彩とする。 自家用広告物とし、2階の軒より上には設置しない。
駐車場		東海道に面して駐車場を設置する場合は、工作物の修景基準に従い、門・塀等を設置して車両を見えにくくする。	東海道に面して駐車場を設置する場合は、工作物の許可基準に従い、門・塀等を設置して車両を見えにくくする。
土地の形質の変更			現況の地形を可能な限り活かし、変更後の状態が、有松の歴史的町並みを損なわないものとする。 原則として、擁壁が生じるような地形の変更は行わないものとする。やむを得ない場合は、石貼りや植栽等で表面を修景する。
木竹の伐採 土石類の採取			実施後の状態が、有松の歴史的町並みを損なわないものとする。
環境要素 (樹木・水路等)			有松の歴史的町並みを損なわないものとする。

※この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、名古屋市教育委員会が付加した条件に従うものとする。